



## ◎ごみの不法投棄をなくすために

不法投棄されたごみは「不法投棄した人」が撤去しなければなりません。しかし、不法投棄者が発見されない場合、土地の所有者・管理者の責任でごみを処理することになります。また、不法投棄の放置は更なる不法投棄を誘発してしまいます。日頃からこまめにごみ拾いや除草を行う、樹木を剪定して見通しをよくする、防護柵を設置するなど、不法投棄をさせない環境づくりにご協力ください。

**不法投棄は5年以下の懲役、  
または1千万円以下の罰金になる犯罪です！**

## ◎ごみ出しルールの順守と マナー向上にご協力ください。

燃やすごみと一緒にスプレー缶や金物類などが入れている事案がありました。

燃やすごみ以外のものが混入していた場合、焼却施設に過度な負担がかかりますので絶対におやめください。



★まずは「山鹿市家庭ごみ分別辞典をご確認ください。

★判断に迷ったときは山鹿市環境課にお問い合わせください。



📖 分別辞典



## ◎永代供養を考えていらっしゃる方へ

墓じまい（永代供養や納骨堂への切り替え等）をされる場合には、山鹿市に申請が必要となります。墓じまいの流れは以下のとおりです。

- ① 現在、お骨を納められている墓地等の管理者及びお骨の移動先に相談
- ② 山鹿市に改葬許可申請書を提出
- ③ 山鹿市より改葬許可書を発行
- ④ 墓じまいの実施

※現在お骨を納められている墓石等の取扱いについては、墓石の管理者と事前に協議してください。

## ◎小型充電式電池(リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等)の捨て方

リチウムイオン電池は、発火のリスクの高い電池です。処分する際は、下記のとおり分別してコンテナに排出してください。燃やすごみの袋に入れたり、プラスチック製容器包装のコンテナには絶対に入れないでください。

